

<報道発表資料>

令和8年4月17日

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター

旅館業の駐在義務に違反した営業者の営業停止命令の発出

京都市では市民生活を最重要視し、市民及び宿泊者の安全安心の確保や京都にふさわしい良質な宿泊環境を整備するため、法の範囲内で全国で最も厳しいと言われる条例をはじめとした独自ルールを定め、宿泊施設の営業者への厳格な指導に取り組んでいます。

令和8年2月には、不適切な民泊へ違反对応の強化策を実施するとともに、4月からは監視指導体制を強化し、民泊のさらなる適正化を推進しています。

今回、駐在義務を履行せず、従業員等を駐在させていなかった施設の営業者に対して、本市は、駐在させるよう指導及び措置命令を行いました。当該措置命令に反していたことが確認されたことから、旅館業法第8条の規定に基づき、令和8年4月17日付けで営業停止命令を発出したため、本日付けで以下のとおり公表します。

なお、駐在義務違反による営業停止命令は本市において初の事例です。

【違反があった営業者等】

営業者氏名	合同会社ベアクル 代表社員 河村 孝志
主たる事務所の所在地	京都市山科区竹鼻竹ノ街道町18番地10号
施設名称	S Bホテル 清盛梅花
施設所在地	京都市下京区梅小路東中町83番地1
営業の種別	簡易宿所営業
施設規模	客室：1室、総定員：5人
営業停止期間	30日間

○旅館業法（抄）

（営業施設について講ずべき措置）

第4条 営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

3 略

（基準に適合させるための必要な措置命令等）

第7条の2 略

2 都道府県知事は、旅館業による公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大又は善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため必要があると認めるときは、当該営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(営業の許可の取消又は営業の停止)

第8条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号（第四号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

(1)～(4) 略

○京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例(抄)
(衛生に必要な措置の基準)

第15条 法第4条第2項に規定する衛生に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(12) 略

(13) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる場所に、人を宿泊させる間駐在し、又は使用人等を駐在させること。

ア 第10条第1項の規定により施設外玄関帳場を設ける場合及び同条第2項の規定により玄関帳場を設けない場合 施設におおむね10分以内に到着することができる場所

イ アに掲げる場合以外の場合 施設の内部

(14) 略

(公表)

第23条 市長は、営業者に対し、法第7条の2各項若しくは第8条若しくはこの条例第20条第2項の規定による命令又は法第8条の規定による許可の取消し（以下「命令等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該命令を受けた営業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 当該命令等に係る施設の所在地
- (3) 当該命令等の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

○旅館業法第8条の規定による停止命令に関する要綱（抄）
(停止期間)

第4条 前条の規定により旅館業を停止する期間は30日間とする。

<お問合せ先>

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター

電話：075-585-5653